

平成18年10月12日

鎌倉市長 石 渡 徳 一 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会

会 長 安 富 潔

鎌倉市長の所管に係る個人情報の取扱いに関する意見について

(答申)

鎌倉市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第9条第2項第4号の規定に基づき、平成18年9月28日付け鎌総第642号をもって諮問のありました事案につきましては、慎重な審議の結果、諮問の内容を適当なものと認め、ここに答申いたします。

つきましては、下記の点に留意し、個人の権利利益を侵害することのないよう実施機関及び関係団体において十分な配慮を願います。

なお、事案の性質上、条例第9条第3項の規定による本人への通知は、省略することができるものと思料します。

#### 記

個人情報の提供に際しては、個人情報の提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報について、その使用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずることを求められるように留意下さい。

鎌倉市個人情報保護条例第9条第2項第4号の規定に基づく諮問事案

番号	事務担当課	事務の名称	個人の類型	提供する個人情報	提供する理由	提供先
26	総務課	住居表示事務	手広住居表示地区に居住する世帯の世帯主	住居表示新旧・旧新対照表に記載された世帯主の氏名及び住所	情報が多量であり、提供により、正確かつ迅速な住所変換ができ、郵便法第1条に定める公共の福祉を増進することに資することができるため。	日本郵政公社 鎌倉郵便局